

○愛知芸術文化センター条例

愛知芸術文化センター条例

平成三年三月二十二日
条例第二号

改正	平成 四年 三月二五日条例第一一号	平成 五年一二月二二日条例第三九号
	平成 九年 三月二四日条例第一号	平成一〇年 三月二五日条例第一一号
	平成一一年 三月二三日条例第五号	平成一一年一二月一七日条例第五七号
	平成一二年 三月二八日条例第二号	平成一二年 三月二八日条例第四七号
	平成一二年一二月二二日条例第六六号	平成一七年 三月二二日条例第二六号
	平成二四年 七月 六日条例第四八号	平成二五年 三月二九日条例第一八号
	平成二六年 三月二八日条例第七号	平成三〇年 三月二七日条例第一五号
	平成三一年 三月二二日条例第四号	

愛知芸術文化センター条例をここに公布する。

愛知芸術文化センター条例

(設置)

第一条 芸術文化の振興及び普及を図るため、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 愛知県美術館
- 二 愛知県芸術劇場
- 三 愛知県文化情報センター
- 四 愛知県図書館

(位置及び業務)

第二条 センターの各施設の位置及び業務は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成四年条例一一号〕

(運営)

第三条 センターは、センターを構成する各施設相互の連携を図ることにより、芸術文化に関する総合施設として有機的に運営されなければならない。

(職員)

第四条 センターに、総長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第五条 次に掲げる者は、センターの利用について、各施設の長の許可を受けなければならない。

- 一 愛知県美術館の展示室を利用して、展覧会を行おうとする者
- 二 愛知県芸術劇場のホール又はリハーサル室を利用して、舞台芸術の公演、国際会議等を行おうとする者
- 三 愛知県文化情報センターの催事室を利用して、講演会、展示会等を行おうとする者
- 四 愛知県図書館の駐車場を利用しようとする者

2 各施設の長は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成一七年条例二六号〕

(使用料)

第六条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表第二に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の使用料を徴収する。ただし、次に掲げる者で愛知県図書館を利用しようとするもの又はこれらの者が同乗する自動車を運転する者が愛知県図書館の駐車場を利用する場合は、この限りでない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者
- 2 使用料は、当該施設の利用開始日までにおいて知事が指定する日までに（駐車場使用料にあっては、利用の都度）、納付しなければならない。
- 3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。
 - 一 第十条第二項の規定により、知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
 - 二 前条第一項の許可を受けた者が各施設の長の承認を受けて利用を中止したとき。
- 4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成一七年条例二六号・二四年四八号・二五年一八号〕

（利用料金）

- 第七条 知事は、第十一条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第五条第一項各号の利用（同項第一号の利用を除く。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 2 前項の場合においては、第五条第一項の許可を受けた者（同項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）は、前条第一項ただし書の場合を除き、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
 - 3 利用料金の額は、別表第二（愛知県美術館に係る部分を除く。）に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額（特別の設備又は器具を設けて電力又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）とする。
 - 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
 - 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
 - 6 納付された利用料金は、前条第三項第一号に掲げる場合を除き、還付しない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者が指定管理者の承認を受けて利用を中止した場合にあっては、指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - 7 前条第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成二四年条例四八号〕、一部改正〔平成二五年条例一八号〕

（観覧料）

- 第八条 愛知県美術館が主催して展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第三に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。
- 一 小学校就学前の者
 - 二 常設展示を観覧しようとする中学生及び小学生
 - 三 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生
 - 四 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生、中学生又は小学生の引率者
 - 五 第六条第一項各号に掲げる者で常設展示を観覧しようとするもの
 - 六 前号に掲げる者のうち次に掲げる者に付き添って常設展示を観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。
 - イ 身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されている者

- ロ 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている者
 - ハ 療育手帳に第一種知的障害者と記載されている者
- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を美術品等の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。
- 3 納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。
- 4 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。
- 追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成五年条例三九号・一〇年一一号・一一年五号・一二年六六号・一七年二六号・二四年四八号〕

(利用者の義務)

第九条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第五条第二項の規定により許可に付けられた条件及び関係職員の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

一部改正〔平成四年条例一一号・二四年四八号〕

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第十条 各施設の長は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成二四年条例四八号〕

(指定管理者による管理)

第十一条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、次の各号に掲げる施設の管理に関する業務のうち、当該各号に掲げる業務を行わせることができる。

一 愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター

- イ 第五条第一項の規定によりセンターの利用を許可すること。
- ロ 第五条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付けること。
- ハ 第六条第三項第二号の規定により利用の中止を承認すること。
- ニ 第九条の規定によりセンターの利用に係る指示をすること。
- ホ 前条第一項の規定により第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- ヘ その他愛知県芸術劇場又は愛知県文化情報センターを維持管理し、及び運営すること。

二 愛知県図書館

- イ 前号イ、ロ及びホに掲げる業務
- ロ 第九条の規定により愛知県図書館の駐車場の利用に係る指示をすること。
- ハ その他愛知県図書館を維持管理すること。

追加〔平成二四年条例四八号〕、一部改正〔平成二五年条例一八号〕

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成四年条例一一号・二四年四八号〕

(過料)

第十三条 詐欺その他の不正の行為により、第六条の規定による使用料又は第八条の規定による観覧料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

- 一 第五条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者
- 二 第十条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者
- 三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者

- 3 第九条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

一部改正〔平成四年条例一一号・一二年二号・二四年四八号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第七条の規定並びに別表愛知県図書館の項業務の欄の規定中県民の利用に関する部分は同月二十日から、第一条第二項第一号から第三号まで及び同表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までの規定は規則で定める日から施行する。

(平成四年三月規則第九号で、第一条第二項第一号から第三号まで及び別表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までは、同四年十月三十日から施行)

(新文化会館建設基金条例の一部改正)

- 2 新文化会館建設基金条例(昭和六十年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

愛知芸術文化センター建設基金条例

第一条中「新しい文化会館」を「愛知芸術文化センター」に、「新文化会館建設基金」を「愛知芸術文化センター建設基金」に改める。

第六条中「新しい文化会館」を「愛知芸術文化センター」に改める。

附 則(平成四年三月二十五日条例第十一号)

この条例は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則(平成五年十二月二十二日条例第三十九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第三項(中略)の規定は公布の日(中略)から施行する。

(愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の公布の日前に平成六年七月一日(以下「施行日」という。)以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者(前項に規定する者を除く。)からは、第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係る第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則(平成九年三月二十四日条例第一号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、(中略)附則第三項(中略)の規定は公布の日から施行する。

(愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の公布の日前に平成九年四月一日(以下「施行日」という。)以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例(第三条から第七条まで、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十四条の規定に限る。次項において同じ。)による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者(前項に規定する者を除く。)からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則(平成十年三月二十五日条例第十一号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十一年三月二十三日条例第五号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十二月十七日条例第五十七号)

改正 平成一二年 三月二八日条例第四七号

- 1 この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から(中略)施行する。
- 2 この条例の公布の日前に平成十二年七月一日(以下「施行日」という。)以後の公の施設の利用

の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条から第八条まで（中略）の規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る第一条から第八条まで（中略）の規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十二日条例第六十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第二十六号）

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日条例第四十八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の愛知芸術文化センター条例の規定は、平成二十五年四月一日以後の愛知県図書館の管理及び利用について適用する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 第一条の規定による改正後の愛知芸術文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター（以下「愛知県芸術劇場等」という。）の管理及び利用について適用し、適用日前の愛知県芸術劇場等の管理（適用日前における同条の規定による改正前の愛知芸術文化センター条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項の規定による適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可に関する）を含む。）及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（適用日前に適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可を受けた者の使用料に関する経過措置）

- 3 適用日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条第一項の規定により、適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該利用に係る使用料として納付すべき額は、新条例第六条第一項に定める額（その額が、新条例第七条第五項の規定により最初に公告された当該利用に係る料金の額（以下「公告利用料金額」という。）を超えるときは、当該公告利用料金額に相当する額）とする。

（平成二十六年一月一日前に同日以後の愛知県美術館の利用の許可を受けた者の使用料に関する経過措置）

- 4 平成二十六年一月一日前に同日以後の愛知県美術館の利用の許可を受けた者からは、第二条の規定による改正前の愛知芸術文化センター条例の規定にかかわらず、同日以前においても当該利用に係る同条の規定による改正後の愛知芸術文化センター条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第

五項の規定は公布の日から施行する。

(愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。
- 3 この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

施設の名称	位置	業務
愛知県美術館	名古屋市東区	一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 二 美術に関する調査研究を行うこと。 三 展示室を利用させること。
愛知県芸術劇場	名古屋市東区	一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。 二 ホール及びリハーサル室を利用させること。
愛知県文化情報センター	名古屋市東区	一 芸術文化に関する情報を収集し、及び提供すること。 二 芸術文化に関する調査研究を行うこと。 三 講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業を行うこと。 四 催事室を利用させること。
愛知県図書館	名古屋市中区	図書、記録その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、県民に利用させること。

一部改正〔平成四年条例一一号〕

別表第二（第六条、第七条関係）

施設の名 称	使用料の 名称	区分	単位	使用料の額 (単位円)
愛知県美 術館	展示室使 用料	A室、B室又はC室	全日	一八、四〇〇
			時間外一時間につき	二、五〇〇
		D室	全日	一九、二〇〇

					時間外一時間につき	二、七〇〇	
		E室			全日	一一、九〇〇	
					時間外一時間につき	一、六〇〇	
		F室			全日	一二、一〇〇	
					時間外一時間につき	一、六〇〇	
		G室	全部利用		全日	三〇、二〇〇	
					時間外一時間につき	四、二〇〇	
			二分の一利用		全日	一五、〇〇〇	
					時間外一時間につき	二、〇〇〇	
		H室			全日	一三、八〇〇	
						時間外一時間につき	一、八〇〇
		I室			全日	一四、一〇〇	
						時間外一時間につき	一、九〇〇
		J室	全部利用		全日	一二、八〇〇	
						時間外一時間につき	一、七〇〇
			二分の一利用		全日	六、二〇〇	
					時間外一時間につき	八〇〇	
		附属第一審査保管室	全部利用		全日	六、八〇〇	
						時間外一時間につき	九〇〇
			二分の一利用		全日	三、三〇〇	
					時間外一時間につき	四〇〇	
		附属第二審査保管室	全部利用		全日	五、八〇〇	
						時間外一時間につき	八〇〇
			二分の一利用		全日	二、八〇〇	
					時間外一時間につき	三〇〇	
愛知県芸術劇場	ホール使用料	大ホール	全部利用	平日	午前	一五一、二〇〇	
					午後	二六五、六〇〇	
					夜間	三七九、九〇〇	
					全日	七一七、五〇〇	
					時間外三十分につき	五五、一〇〇	
				土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前	一八九、一〇〇	
					午後	三三二、一〇〇	
					夜間	四七五、一〇〇	
					全日	八九六、九〇〇	
					時間外三十分につき	六八、七〇〇	
				一部利用	平日	午前	一一五、三〇〇
						午後	二〇一、六〇〇
						夜間	二八七、九〇〇
						全日	五四四、八〇〇
時間外三十分につき	四一、八〇〇						
土曜日、日曜日及び休日	午前	一四四、三〇〇					
	午後	二五二、〇〇〇					

			夜間	三六〇、一〇〇
			全日	六八〇、九〇〇
			時間外三十分につき	五二、二〇〇
コンサートホール	平日		午前	一〇九、六〇〇
			午後	一九二、七〇〇
			夜間	二七五、七〇〇
			全日	五二一、三〇〇
			時間外三十分につき	三九、九〇〇
	土曜日、日曜日及び休日		午前	一三七、一〇〇
			午後	二四〇、八〇〇
			夜間	三四四、六〇〇
			全日	六五一、六〇〇
			時間外三十分につき	四九、九〇〇
小ホール	平日		午前	一六、六〇〇
			午後	三〇、一〇〇
			夜間	四三、四〇〇
			全日	八一、七〇〇
			時間外三十分につき	六、一〇〇
	土曜日、日曜日及び休日		午前	二〇、八〇〇
			午後	三七、七〇〇
			夜間	五四、四〇〇
			全日	一〇二、一〇〇
			時間外三十分につき	七、七〇〇
リハーサル室使用料	大リハーサル室		午前	一一、一〇〇
			午後	一八、九〇〇
			夜間	二六、七〇〇
			全日	五一、四〇〇
			時間外三十分につき	三、七〇〇
	中リハーサル室		午前	七、七〇〇
			午後	一四、三〇〇
			夜間	二〇、〇〇〇
			全日	三七、九〇〇
			時間外三十分につき	二、七〇〇
	舞台せり	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一台につき	三二、三〇〇円以内で知事が定める額	
ホール及びリハーサル室附属設備使用料	所作台	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	七、〇〇〇円以内で知事が定める額	
	楽壇セット	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	六、〇〇〇	
	照明装置	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	六九、二〇〇円以内で知事が定める額	
	音響関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、六〇〇円以内で知事が定める額	
	パイプオルガン	午前、午後及び夜間の	二二、三〇〇	

			各一回につき		
		ピアノ	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一四、一〇〇円以内で知事が定める額	
		チェンバロ	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一四、一〇〇	
		映写機	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一〇、五〇〇円以内で知事が定める額	
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	六、〇〇〇円以内で知事が定める額	
愛知県文化情報センター	催事室使用料	A室	午前	五二、七〇〇	
			午後	七〇、三〇〇	
			夜間	七〇、三〇〇	
			全日	一七四、二〇〇	
			時間外三十分につき	二三、三〇〇	
		B室	午前	四、八〇〇	
			午後	六、六〇〇	
			夜間	六、六〇〇	
			全日	一六、三〇〇	
			時間外三十分につき	二、一〇〇	
		C室又はD室	午前	二、六〇〇	
			午後	三、四〇〇	
			夜間	三、四〇〇	
			全日	九、〇〇〇	
			時間外三十分につき	一、一〇〇	
		E室又はF室	午前	三、六〇〇	
			午後	四、八〇〇	
			夜間	四、八〇〇	
			全日	一二、三〇〇	
			時間外三十分につき	一、五〇〇	
		G室	展示のため利用する場合	全日	八、一〇〇
				時間外三十分につき	九〇〇
			その他の場合	午前	九、二〇〇
				午後	一二、四〇〇
夜間	一二、四〇〇				
全日	三一、〇〇〇				
時間外三十分につき	三、九〇〇				
H室	展示のため利用する場合	全日	六、三〇〇		
		時間外三十分につき	七〇〇		
	その他の場合	午前	七、四〇〇		
		午後	九、八〇〇		
		夜間	九、八〇〇		
		全日	二四、七〇〇		
		時間外三十分につき	三、一〇〇		
I室	展示のため	全日	四、六〇〇		

		利用する場合	時間外三十分につき	六〇〇
		その他の場合	午前	六、一〇〇
			午後	八、二〇〇
			夜間	八、二〇〇
			全日	二〇、五〇〇
			時間外三十分につき	二、六〇〇
	催事室附属設備使用料	映写機	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一〇、五〇〇円以内で知事が定める額
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一二、二〇〇円以内で知事が定める額
愛知県図書館	駐車場使用料	利用時間が五時間以内の場合	一台につき駐車場への入場一回ごとに、当該入場の時から三十分を経過した時から出場の時まで経過した時間三十分につき	一〇〇
		利用時間が五時間を超える場合	一台につき	一、〇〇〇

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 午前 午前九時から正午までをいう。
 - ロ 午後 愛知県芸術劇場にあっては午後一時から午後四時三十分までを、愛知県文化情報センターにあっては午後一時から午後五時までをいう。
 - ハ 夜間 愛知県芸術劇場にあっては午後五時三十分から午後十時までを、愛知県文化情報センターにあっては午後六時から午後九時までをいう。
 - ニ 全日 愛知県美術館にあっては午前十時から午後六時（金曜日において、午後八時）までを、愛知県芸術劇場にあっては午前九時から午後十時までを、愛知県文化情報センターにあっては午前九時から午後九時までをいう。
 - ホ 時間外 愛知県美術館にあっては午後六時（金曜日において、午後八時）以後を、愛知県芸術劇場にあっては午前九時以前及び午後十時以後を、愛知県文化情報センターにあっては午後九時以後をいう。
- 二 愛知県美術館の展示室を利用する者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。
- 三 愛知県芸術劇場のホールを利用する者が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る使用料の額については、この限りでない。
 - イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が三千円を超える場合 一・五
 - ロ 入場料等の最高額が千円を超え三千円以下の場合 一・二
- 四 愛知県芸術劇場のコンサートホールを利用する者がパイプオルガンを演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、ホール使用料は徴収しない。
- 五 愛知県文化情報センターの催事室のG室、H室又はI室を利用する者（展示のため利用する者に限る。）が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。
- 六 愛知県図書館の駐車場の利用時間が五時間以内の場合において、駐車場への入場の時から三十分を経過した時から出場の時まで経過した時間が三十分未満であるとき又は当該時間に三十分

未満の時間があるときは、当該三十分未満の時間は、三十分として計算するものとする。

追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成九年条例一号・一一年五七号・一七年二六号・二四年四八号・二五年一八号・二六年七号・三〇年一五号・三一年四号〕

別表第三（第八条関係）

区分			単位	観覧料の額 (単位円)
常設展示	個人	大学生又は高校生	一人一回につき	三〇〇
		その他の者	一人一回につき	五〇〇
	団体 (二十人以上)	大学生又は高校生	一人一回につき	二四〇
		その他の者	一人一回につき	四〇〇
企画展示			一人一回につき	二、一〇〇円以内で その都度知事が定 める額

追加〔平成四年条例一一号〕、一部改正〔平成五年条例三九号・一一年五七号・二四年四八号〕